

金山小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに（いじめの定義及び本校の基本認識）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの具体例】

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

本校では、いじめは「どの子どもにも起こりうる」、「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識に立ち、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにするために、学校内外の関係者との連携のもと、いじめの未然防止、早期発見、即時対応、組織的対応に全力で取り組むものとする。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

好意から行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。ただし、「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応・対処することも視野に入れる。

なお、いじめが解消している状態とは、次の①②条件を満たすものとする。

- ① 「いじめに係わる行為が止んでいること」
被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが、相当期間（少なくとも3か月以上）継続していること。
- ② 「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」
被害児童本人およびその保護者との面談等により確認するものとする。

2 いじめ防止等のための取組

（1）いじめの問題に対する教職員の基本認識

- ① 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。
- ② いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。
- ③ いじめの態様の共通認識をしっかりとしておく。
- ④ 担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

（2）教職員による指導について

- ① 職員打ち合わせにおいて定期的にいじめ防止・早期発見について共通理解を図る。
- ② 日頃から児童の達成感や成長を実感できる授業に取り組み、児童の劣等感やストレスをためないようにする。
- ③ 道徳教育の充実、読書活動・体験活動等を推進することにより、全教育活動を通じ、自他の存在を認め合う心を育む指導の充実を図る。
- ④ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように細心の注意を払う。
- ⑤ 日常の中で、「いじめは絶対に許さない」という校風を、児童とともにつくる。
- ⑥ いじめと疑われる行為を見かけた児童が、教職員に相談できる人間関係を築く。

（3）児童に培う資質等とその取組

〈児童に培う力〉

- ① 相手の気持ちに共感できる豊かな情操と、お互いの人格を尊重する態度
- ② 基本的な生活習慣を身に付け、集団社会のルールを守る資質
- ③ 主体的に行動し、適切に判断する能力
- ④ ストレスを感じたり、意にそぐわないことがあったりした場合でも、人や物にぶつけるのではなく、スポーツや読書、相談するなどの適切な対処ができる能力

- ④ ネット利用の場合にも、相手の気持ちを考えた発信を心がける判断力や行動力
- ⑤ いじめを見かけた時に、信頼できる大人に相談できる勇気
- ⑥ 自尊感情と自己有用感

〈その取組〉

- ① 一人一人が活躍でき、相手の考えを受け止めて共に学び合い、高め合う授業づくり・学級づくりに努める。
- ② 「思いやり」や「基本的な生活習慣」、「生命尊重」を軸とした特別の教科道徳の授業の充実を図る。
- ③ 日常の学校生活、児童が主体的に取り組む児童会活動、様々な学校行事（運動会・修学旅行・学習発表会等）を通して、いじめに向かわない心を育てる。
- ④ ストレスの度合いを確認できるアンケートや、悩みの教育相談を実施する。
- ⑤ 授業等でネット利用にかかわるスキルトレーニング等を取り入れるとともに、情報モラルについて考える場を設定する。
- ⑥ 日頃から正しい言動を取り上げ、深く考えさせ、価値付ける。
- ⑦ 全教育活動を通じて目標や目的を明確にし、一人一人が達成感を持てる取り組みを行うとともに、自分の頑張りを振り返る時間の充実を図る。

(4) いじめ防止等の対策のための組織（法22条：必置）と具体的な取組

〈組織〉※ いじめを発見した際には、まず、校内の「いじめ防止対策委員会」で協議し、組織的な対応を行う。

【いじめ防止対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係主任、関係担任、養護教諭、その他

※ 事態の緊急性や重大性に応じて、校長の判断で校外の関係者を含めた「拡大いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめへの対応についての具体的な協議を行う。

【拡大いじめ防止対策委員会】

（校外関係者）学校運営協議会委員、学区内区長、民生児童委員の各代表、SC、SSW、PTA代表、学校医、町福祉担当者、その他校長が必要と認める者

(5) 児童の主体的な取組

- ① 日常の小さなトラブルや問題に対しても、児童自らが解決方法を話し合う活動を重視する。
- ② i-checkの結果から、学級のよい点と課題を主体的に捉え、課題の解決に向けて学級全員で取り組むことを、自分たちの力で考え出す活動を行う。
- ③ 児童会で各学級の思いやりや優しさを発見し広げる活動を行うとともに、互いの頑張りを共有できるようにする。

(6) 家庭や地域との連携について

- ① 保護者といじめ防止に関し協議する場（学級・学年保護者会、PTA研修会等）を設けて、いじめに関する情報を共有する。
- ② 「いじめ防止等にかかわる取組」を掲載した文書を配布し、理解と協力を求める。特に家庭において、親子でいじめについて話題にするようお願いする。

3 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① 全教育活動を通じて児童に寄り添う姿勢を大切に、児童との信頼関係を深めるように努め、悩みを打ち明けやすい人間関係を築く。
- ② 授業だけでなく、休み時間や放課後などの児童の様子に対してきめ細かく目を配り、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ③ i-checkを利用して、学級での人間関係を把握し、気になる児童がいる場合には、声をかけたり、ハート週間で個人の悩みを聞いたりするなど支援する。
- ④ 定期的な無記名式アンケート調査を行い、児童の悩み等を受け止める。

(2) 家庭や地域との連携について

- ① 学校と地域を強くつなぐために、日頃から地域での児童の挨拶運動及び児童に対する地域の見守り運動等を強化する。

4 いじめに対する措置

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ① 発見したり通報を受けたりしたときは、特定の教職員で抱え込まず、必ず生徒指導主任等を通して管理職に報告し、組織的に対応する。
- ② 十分な配慮のもと、被害児童に、いじめの有無の確認を行う。
- ③ 訴えが軽微と思われる事案であっても、きちんと受け止め迅速に対応する。
- ④ 児童がいじめを否定したとしても、本人の言動や周りの児童との関わりに目を配り、状況を把握

し、次の対応について「いじめ防止対策委員会」で確認する。

- ⑤ 被害児童の訴えにじっくり耳を傾け、丁寧に事実を確認する。
- ⑥ いじめが犯罪行為と認められるときは教育委員会、警察等と相談して対処する。
- ⑦ 一定の解消が見られたとしても、継続して見守り、様子の変化を敏感に捉えるように心がける。

(2) 被害者を守る姿勢・加害者への指導

〈被害児童への支援〉

- ① 被害児童の安全・安心確保を最優先し、友人、教職員、家族、地域の方々と連携し、被害児童に寄り添った支援体制をつくる。
- ② 必要に応じて、心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官経験者等の外部専門家の協力を得る。
- ③ いじめが解消したと思われる場合でも、いじめの再発や二次的な問題に進展しないように、継続的に声をかけるなど丁寧な見守りを心がける。

〈加害児童への指導〉

- ① 教育的配慮を第一とし謝罪や責任を形式的に問うことのないようにするとともに加害児童のいじめの背景に目を向け、社会性や人格の成長に向けて支援する。
- ② いじめの行為に対しては、毅然とした態度でその非に気付かせ、相手の痛みを理解できるように指導する。
- ③ 必要に応じて、出席停止も視野に入れ、教育委員会と協議する。
- ④ いじめが解消したと思われる場合でも、継続的に児童に声をかけるなどして自尊感情の高揚を図る。

(3) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ① 「いじめ防止対策委員会」は、速やかに関係児童から事情を聞き取るなど、事実確認を行うとともに、具体策を協議する。
- ② いじめについては、軽微なことであっても教育委員会に連絡し、詳細については文書で報告する。

(4) 被害・加害児童の保護者への対応

〈被害児童の保護者への対応〉

- ① 保護者へ事実関係を伝え、情報を共有する。
- ② 被害児童が安心して学習やその他の活動に取り組めるように守り抜くことを伝え、不安を取り除く。また、解決までの学校の方針や流れについて説明する。
- ③ 保護者の心情を理解し、訴えに十分耳を傾けるなど、誠実に対応する。
- ④ 一定の解消が見られた場合も、保護者、本人と継続的に状況を確認し、つながりを保つよう心がける。

〈加害児童の保護者への対応〉

- ① いじめの事実を保護者に伝え、保護者の理解や協力を得る。その際、いじめの非に関しては毅然としつつ、加害児童の立ち直りを目指した支援について知恵を出し合う姿勢で対応にあたる。
- ② いじめの解消やいじめの再発防止に向けていじめ防止対策委員会による話し合いを持つ。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ① 被害児童・保護者の意向やプライバシーに配慮した上で、学年・学級集会等により、いじめは絶対に許されない行為であることを行き渡らせる。
- ② いじめを見ていた児童に対して、たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かにその行為を知らせる勇気を持つことを指導する。
- ③ いじめの行為をはやしたてるなど、同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを指導し、その再発防止に努める。
- ④ 当事者だけの問題でなく、所属集団全体の問題として捉え、話し合いを通していじめ根絶や支え合う集団づくりについて改めて深く考えさせる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① 日頃から児童の人間関係の把握に努める。
- ② ネット上のいじめの疑いが発生した場合、その事実を確認し情報拡大を防ぐようにし、被害児童の保護及び加害児童の指導を行う。
- ③ 必要に応じ地方法務局や警察署等の協力を求める。
- ④ 未然防止のため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、被害にあった際の速やかな相談について周知する。
- ⑤ 必要に応じて、保護者に対して情報モラル、ネット上のいじめに関する研修会を開催し、家庭内ルールの確立を啓発していく。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。当該重大事態に係る対応についての経過も同様に報告する。

〈重大事態と想定されるケース〉

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品などに重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ いじめにより相当の期間欠席が余儀なくされている場合

〈組織の構成〉

その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、教育委員会の指示を仰ぎその下に組織を設ける。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により、当該調査の公平性・中立性を確保する。調査組織は、重大事態調査の実施やその対応を行うチームと、児童への必要な支援及び指導を行うチームの2班編成とし、同時進行で速やかに対応する。

〈調査に関して〉

- ① 関係児童の聞き取り調査：児童の心情に配慮しながら重大事態の調査を行う。
- ② 校内の連絡・報告体制：「学校危機管理マニュアル」による。

(2) 重大事態の報告

- ① 重大事態に係る事実関係、その他必要な情報すべてについて、教育委員会を通じて報告する。

(3) 外部機関との連携

- ① 事実関係の調査及び事後対応については、教育委員会及び最上教育事務所「いじめ解決支援チーム」の指導と支援を受けて進める。
- ② 必要に応じて、警察署、地方法務局、児童相談所等に通報し、援助を求める。

6 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ① 詳細な教育相談体制と活動計画は、「学校経営概計画 P29」による。
- ② 日常的に学級担任、教科担任、養護教諭、生徒指導主任等で、特別に配慮を要する児童についての情報交換を行う。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ① 詳細な生徒指導体制と活動計画は、「学校経営計画 P37/38」による。
- ② 一部の教職員が抱え込むことがないように、日常の報告・連絡・相談を大切にする。

7 校内研修

(1) いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ① いじめ防止等に係る校内研修を定期的実施し、気になる児童の生活状況や活動の様子等の情報交換を行う。
- ② 特に、「i-check の結果を生かした学級づくり」や「道徳授業の充実」などについての研修を実施し、いじめの未然防止に努める。
- ③ 詳細な校内研修計画は、「学校経営経営計画 P34」による。

8 学校評価と教職員評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

- ① いじめの未然防止、早期発見、即時対応、組織対応、再発防止等の取組状況について評価する。
- ② 児童、保護者を対象に、いじめ防止等の取組に対する評価アンケートを行い、その取組の改善に努める。
- ③ PTAや学校運営協議会等による、学校のいじめ防止等の取組に対する評価を行い、率直な考えや意見を受け入れ、いじめ防止をさらに推進していく。
- ④ いじめの未然防止、即時対応等の資質を高めるために教職員評価を活用する。

(2) 家庭や地域との連携について

- ① 保護者や学校運営協議会等によるいじめ防止等の取組に関する評価結果を、学校便り等を通じて保護者、地域に伝える。

(3) 校内におけるいじめ防止等に対するPDCAサイクル

- ① いじめ防止等の対策のための会議を開催し、評価結果をもとに取組内容について協議する。
- ② 職員打ち合わせにおいて、いじめ防止等に関する取組について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全職員で共通理解を図る。